

業務改善助成金について(報告)

令和3年度中央最低賃金審議会答申(令和3年7月16日)

令和3年7月16日

厚生労働大臣 田村 憲久 殿

中央最低賃金審議会
会長 藤村 博之

令和3年度地域別最低賃金額改定の目安について(答申)

令和3年6月22日に諮問のあった令和3年度地域別最低賃金額改定の目安について、下記のとおり答申する。

記

- 1 令和3年度地域別最低賃金額改定の目安については、その金額に関し意見の一致をみるに至らなかった。
- 2 地方最低賃金審議会における審議に資するため、上記目安に関する公益委員見解(別紙1)及び中央最低賃金審議会目安に関する小委員会報告(別紙2)を地方最低賃金審議会に提示するものとする。
- 3 地方最低賃金審議会の審議の結果を重大な関心をもって見守ることとし、同審議会において、別紙1の2に示されている公益委員の見解を十分参酌され、自主性を発揮されることを強く期待するものである。
- 4 中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げしやすい環境整備の必要性については労使共通の認識であり、生産性向上の支援や官公需における対応を含めた取引条件の改善等に引き続き取り組むことを政府に対し強く要望する。特に、事業場内で最も低い時間給を一定以上引き上げ、生産性向上に取り組んだ場合に支給される業務改善助成金について、特例的な要件緩和・拡充を早急に行うことを政府に対し強く要望する。
- 5 行政機関が民間企業に業務委託を行っている場合に、年度途中の最低賃金額改定によって当該業務委託先における最低賃金の履行確保に支障が生じることがないように、発注時における特段の配慮を要望する。

業務改善助成金の概要(～令和3年7月)

※令和3年度当初+令和2年度繰越分:25.6億円
 令和3年度当初:11.9(10.9)億円
 令和2年度3次補正:13.8億円

【助成概要】

事業場内の最低賃金(事業場内で最も低い時間給)を一定額以上引き上げるとともに、生産性向上に資する設備投資等を行った中小企業・小規模事業者に対し、その設備投資等に要した費用の一部を助成する。



【対象事業場】

- 以下の2つの要件をすべて満たす事業場
- ・事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内
 - ・事業場規模100人以下であること

【助成率】

- 令和3年度: 3/4 (4/5)
 ※生産性要件を満たした事業場の場合、4/5 (9/10)
 ※()内は事業場内最低賃金900円未満の事業場

助成対象となる措置の例

- 設備投資**
 - ▶ POSレジシステム導入による在庫管理の短縮
 - ▶ リフト付き特殊車両の導入による送迎時間の短縮
- コンサルティング**
 - ▶ 専門家による業務フロー見直しによる顧客回転率の向上
- その他**
 - ▶ 店舗改装による配膳時間の短縮

- 令和2年度: 3/4 (4/5)
 ※生産性要件を満たした事業場の場合、4/5 (9/10)
 ※()内は事業場内最低賃金850円未満の事業場

【助成上限額】

引き上げる労働者の数	引上げ額			
	20円コース	30円コース	60円コース	90円コース
1人	20万円	30万円	60万円	90万円
2～3人	30万円	50万円	90万円	150万円
4～6人	50万円	70万円	150万円	270万円
7人以上	70万円	100万円	230万円	450万円

業務改善助成金の特例的な要件緩和・拡充(令和3年8月1日～)

1. 特に業況の厳しい事業主※への特例

※前年又は前々年比較で売上等▲30%減

① 対象人数の拡大・助成上限額引上げ

現行では、賃金引上げ対象人数について、最大「7人以上」としているところ、**最大「10人以上」のメニューを増設し、助成上限額を450万円から600万円へ拡大。**

賃金引上げ労働者数	20円コース	30円コース	45円コース (新設)	60円コース	90円コース
1人	20万円	30万円	45万円	60万円	90万円
2～3人	30万円	50万円	70万円	90万円	150万円
4～6人	50万円	70万円	100万円	150万円	270万円
7～9人	70万円	100万円	150万円	230万円	450万円
10人以上(新設※)	80万円	120万円	180万円	300万円	600万円

(※) コロナ禍で特に影響を受けている事業主(前年又は前々年比較で売上等▲30%減)に加え、事業場内最低賃金900円未満の事業場も対象。

② 設備投資の範囲の拡充

現行では自動車(特種用途自動車を除く)やパソコン等の購入は対象外。コロナ禍の影響を受ける中であっても、賃金引上げ額を30円以上とする場合には、以下の通り、**生産性向上に資する自動車やパソコン等を補助対象に拡充。**

- ・ 乗車定員11人以上の自動車及び貨物自動車
- ・ パソコン、スマホ、タブレット等の端末及び周辺機器(新規導入)



2. 全事業主を対象とする特例

① 45円コースの新設

現行で最も活用されている30円と60円の間**に45円コースを増設**。選択肢を増やすことで使い勝手が向上。

② 同一年度内の複数回申請

現行では、同一年度内の複数回受給を認めていないが、年度当初に助成金を活用し、賃上げを実施した事業場であっても、10月に最賃の引上げが行われ、再度賃上げを行うケースが想定されるため、**年度内の複数回申請を可能とする。**

業務改善助成金の要件緩和・運用改善（令和3年10月1日～）

コロナ禍において、賃上げや人材育成に取り組む事業者を支援するために、要件緩和などを行い、使い勝手の向上を図る。

□ 助成対象となる「人材育成・教育訓練」費用の要件緩和（令和3年10月1日～）

（見直し前）

- 研修の外部講師の謝金について、1時間あたり10万円まで（3時間まで）、回数は1回までを上限。
- 外部団体が行う研修等の受講費について、上限30万円。

（見直し後）

- 研修の外部講師の謝金について、1回あたり10万円まで、回数は5回までを上限。
- 外部団体が行う研修等の受講費について、上限50万円。

□ 運用改善（手続きの簡素化等）

- コロナ禍においてニーズの高い設備について、助成対象となることの周知
例）宅配用バイク・自転車、自動検温器、Web会議システムなど
- 受給要件である賃金を引き上げてから6月経過後に提出が必要となる賃金台帳を賃金引上げ対象者分に限定（見直し前の対象は全労働者分）
- 事業場内の最低賃金を簡易に算出するための計算ツールを作成・配布

□ 人材育成・育成訓練等について、認知度を高め広範な活用促進が図られるよう、事例集を作成し、周知・広報を実施。

業務改善助成金の特例コースの新設(令和4年1月13日～)

令和3年度補正予算:
135億円

【目的】

最低賃金の引上げに向けた環境整備を図るため、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）の引き上げを図る中小企業・小規模事業者の生産性向上に向けた取組を支援する。

○現行制度

【基本的考え方】

生産性向上に資する設備投資等（機械設備、コンサルティング、人材育成等）を行った場合にその費用の一部を助成する。

（設備投資等の範囲の拡充（R3.8.1～））

コロナ禍で特に業況が厳しい事業者に限り、一部の自動車、PC等を対象として認める。

【対象事業場】

以下の要件をすべて満たす事業場

- ・事業場内最低賃金を一定額以上引き上げること
- ・事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内であること
- ・事業場規模100人以下であること

【助成率】

令和3年度：3/4（事業場内最低賃金900円未満の事業場4/5）

※生産性要件を満たした事業場の場合、4/5（9/10）

【助成上限額】

引上げ人数	引上げ額				
	20円	30円	45円	60円	90円
1人	20万円	30万円	45万円	60万円	90万円
2～3人	30万円	50万円	70万円	90万円	150万円
4～6人	50万円	70万円	100万円	150万円	270万円
7人以上	70万円	100万円	150万円	230万円	450万円
10人以上 (※)	80万円	120万円	180万円	300万円	600万円

(※) 事業場内最低賃金900円未満の事業場又は売上高や生産量等の指標が前年又は前々年同期に比べて、30%以上減少している事業者に限る

○特例的な拡充

【基本的考え方】

コロナ禍で売上高等が30%以上減少している事業者が、事業場内最低賃金を30円以上引き上げた場合に、特例的に範囲を拡大する。

具体的には、業務改善計画を策定し、計画全体として生産性向上が認められる場合、生産性向上に資する設備投資等の他、助成対象経費の特例として、生産性向上に資する設備投資等に関連する費用についても助成対象として認める。

（特例として助成対象費用として計上されるものの例）

- ・広告宣伝費
- ・執務室の拡大、机、椅子等の増設
- ・汎用事務機器購入費 等

※ただし、特例で認める費用については、生産性向上に資する設備投資等の額を上回らない範囲とする。

【対象事業場】

以下の要件をすべて満たす事業場

- ・前年又は前々年同期比較で売上高や生産量等の指標が30%以上減少していること。
- ・事業場内最低賃金を、令和3年7月16日から同年12月までの間に30円以上引き上げること。

【助成率】

3/4

【助成上限額】

100万円